

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

「きれいな河川で住み良い環境作り計画」

2 地域再生計画の作成主体の名称

高崎市

3 地域再生計画の区域

高崎市の区域の一部（吉井地区）

4 地域再生計画の目標

高崎市吉井町は、群馬県の南西部に位置し、人口25,743人（平成17年4月1日現在）、面積58.35平方キロメートルで、南部北部に緑豊かな丘陵地をもち、中央部に田畠や住宅地があり鏑川が流れている。日本三古碑の一つである「多胡碑」の存在や、「万葉集東歌」にはこの地方の自然の美しさを読み込まれた歌があり、古くから自然に恵まれ文化の栄えた町である。

鏑川は群馬県西部の下仁田町より、高崎市吉井町を経て利根川へ流れている。鏑川はいくつかの支流があり、中でも大沢川は町の中心部を流れているので、町民の生活に関係が深い。鏑川や大沢川は数十年前までは、蛍やメダカ・鮎が生息し、夏には子供たちの水遊びの場であり親しまれていた。

昭和40年代になると都市化が進み、企業の進出と住宅団地の造成が始まった。人口が増加し、生活様式が変わるに従い、未処理の生活雑排水が河川へ流れ込み水質が悪化した。以前いた生物も減少し、子供たちの遊び場で無くなり、汚水処理施設の整備が必要となってきた。

昭和60年、高崎市吉井町では流域関連公共下水道計画をスタートさせ、平成3年からは整備された地区より順に供用を開始している。下水道に接続された家庭の雑排水は、下流の処理場で処理されてから放流され、河川水質は徐々に良くなっている。平成16年度までに下水道普及率は42%となった。

また、下水道が整備されないところもあり、未処理の生活雑排水の流入を防ぐため、平成6年度からは合併浄化槽への補助事業も実施され、下水道と共に河川の汚濁防止を推進している。平成16年度末の公共下水道及び合併浄化槽の汚水処理人口普及率は46.7%となり、「鏑川は以前よりも水質が向上した」と言う声も聞かれるが、まだかつての姿は取り戻していない。

これまで下水道整備をはじめさまざまな事を行ってきたが、高崎市吉井町の河川をきれいにするにはまだまだ足りず、尚いっそうの事業展開が必要である。

そこで、下水道や合併浄化槽の汚水処理施設の整備をさらに促進し、鏑川や大沢川への汚水の流入を減らし、また地域のボランティアによる草刈りやゴミ拾い等の河川美化保全活動も行い、古来万葉の歌人が読んだような美しい自然を取り戻し、以前のように子供たちが遊べるような河川をめざす。またこれに伴い各家庭の生活環境も改善し、地域活力の再生を図る。

(目標) 汚水処理施設の整備の促進 (汚水処理人口普及率を 46.7% から 63.1% に向上)

5 目標を達成するために行う事業

(5-1) 全体の概要

公共下水道の整備と浄化槽（個人設置型）の設置をすることで高崎市吉井町の公共水域の水質を改善するとともに、生活環境の改善を図り、地域の活力の再生を目指す。

なお、公共下水道事業計画については群馬県知事より認可済みである。

(5-2) 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

[施設の種類（事業区域）、事業主体]

- ・ 公共下水道 (高崎市吉井町大字小暮、馬庭、長根地区) 高崎市吉井町
- ・ 浄化槽（個人設置型）(下水道整備区域を除いた高崎市吉井町全域) 高崎市吉井町

[事業期間]

- ・ 公共下水道 (平成 17 年度～21 年度)
- ・ 浄化槽（個人設置型）(平成 17 年度～21 年度)

[整備量]

- ・ 公共下水道 $\phi 200\text{mm}$ 10, 138m
- ・ 浄化槽 271 基 (5人槽 160 基、7人槽 103 基、10人槽 8 基)

なお、各施設における処理人口は下記の通り。

公共下水道 高崎市吉井町小暮、馬庭、長根地区で 1,030 人、浄化槽（個人設置型）883 人

〔事業費〕

- ・ 公共下水道 6億9千5百万円（うち交付金2億6千8百万円）
（うち単独1億5千9百万円）
 - ・ 浄化槽 6千76万5千円（うち交付金2千25万5千円）
- 総事業費 7億5千5百76万5千円（うち交付金2億8千8百25万5千円）

（5－3）その他の事業

（5－3－1）基本方針に基づく支援措置

該当無し

（5－3－2）基本方針に掲げられた支援措置によらない独自の取り組み

- ・「クリーン大作戦」の実施

鏑川及びその支流のゴミ拾いや草刈り等の美化保全活動により、環境保全やボランティア精神を醸成し心暖かい地域社会の形成を図る

6 計画期間

平成17年度～平成21年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、高崎市において4に示す数値目標に照らし状況を調査、評価し、公表する。また、必要に応じて事業に応じて事業の内容の見直しを図るために、市の関係部署と施設の整備状況等について評価・検討する。

なお、整備された汚水処理施設については、水質検査、維持管理等が適切に行われているかについて、施設管理者と異なる第三者が行った水質検査等を市が把握し、必要に応じて適切な措置をとる。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

汚水処理施設整備計画については、平成20年度に「群馬県汚水処理施設整備構想」（都道府県構想）との整合を図った。